

災害復旧ローン

項目	内容
1. 商品名	災害復旧ローン
2. 資金用途	<p>(1) 申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が生活再建のために必要とする次の資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自動車関連費用 ②教育関連費用 ③住宅・リフォーム関連費用 ④医療費 ⑤その他物品購入・修理費用、サービス購入費用 <p>(2) 申込人が必要とする生活費用</p> <p>(3) 申込人が当金庫から借り入れた証書貸付型消費者ローンの借換費用（借換に伴う繰上返済にかかる手数料を含みます）</p> <p>※（3）については（1）または（2）のいずれかと合わせた申込に限ります</p> <p>※ただし、次のいずれかに該当する資金は災害復旧ローンの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業性資金 ・個人間売買による購入費用 ・支払先が、申込人またはその配偶者・親（配偶者の親を含みます）・子が営む法人・自営業となる資金 ・支払済資金（ただし、条件により対象となる資金もあります）
3. 借入資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の条件を満たし、一般社団法人しずきん保証基金の保証が受けられる個人の方 ①当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ②申込時年齢が満18歳以上である方 ③安定継続した収入がある方（年金収入を含みます） ④次のいずれにも該当しないこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方 ・ 租税を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・ 延滞債務のある方 ・ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった方 ・ 信用を失墜した方 ・ 制限行為能力者である方 ・ 反社会的勢力に該当しない方 ⑤当金庫が貸付を実行して差し支えないと認められること ⑥日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方 ⑦災害により被害を受けた方（り災証明書は不要）
4. 取扱期間	・ 一般社団法人しずきん保証基金が認定した「災害」における取扱期間に準じます。
5. 融資形式	・ 証書貸付
6. 融資期間	・ 3ヵ月以上15年以内
7. 融資金額	・ 1万円以上1,000万円以内（1万円単位）
8. 融資利率及び保証料率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 ・ 年1.000%（保証料を含みます） ※金融情勢により利率が変更となる場合がございます。
9. 返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ①【毎月元利均等返済】毎月決まった金額（元金＋利息）を、ご指定の預金口座から引落としさせていただきます。 ②【毎月元金均等返済】毎月決まった元金に利息を加えた金額を、ご指定の預金口座から引落としさせていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 元金返済据置期間は6ヵ月以内とさせていただきます。 ・ 融資金額の50%以内でボーナス時（6ヵ月ごと）の増額返済の併用もご利用いただけます。
10. 返済日	・ お客さまがご指定する日
11. 融資金の振込	・ 購入先へお振込いただきます。
12. 被災状況の確認	・ 当金庫職員が被災状況の確認をさせていただきます。
13. 担保	・ 不要
14. 保証人	・ 不要（一般社団法人しずきん保証基金の保証を受けていただきます。）
15. その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご返済額など詳しくお知りになりたい方は、窓口または営業係までお問い合わせください。詳しくは店頭に「説明書」をご用意しています。 ・ 審査結果により、お申し出に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
16. 苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 ・ なお、所定の各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。